

■肉用子牛の平均売買価格

1. 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の令和4年度第4四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなりました。

（単位：円/頭）

			黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳用種	交雑種
保証基準価格			541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格			429,000	395,000	253,000	110,000	216,000
令和4年度	平均売買価格	第1四半期	668,500	553,100	252,300	210,000	293,300
		第2四半期	605,400	536,800		149,500	275,400
		第3四半期	614,000	534,100		127,400	301,400
		第4四半期	613,600	523,500		148,100	308,200
	補給金単価	第1四半期	—	—	67,630	—	—
		第2四半期	—	—		14,500	—
		第3四半期	—	—		36,600	—
		第4四半期	—	—		15,900	—

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間が1年(4月～3月)となりました。

2. 令和4年度第4四半期においては、乳用種については、平均売買価格が保証基準価格を下回り、その他肉専用種については、平均売買価格が保証基準価格及び合理化目標価格を下回ったことから、生産者補給金（補給金単価：乳用種15,900円/頭、その他肉専用種67,630円/頭）が交付されることとなりました。

